

1 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成28年4月1日 鳥取県条例第2号）

鳥取県福祉のまちづくり条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等（第6条—第12条）

第3章 特別特定建築物に係る規制等（第13条—第24条）

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条・第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなところづかいと勤勉な県民性を培ってきた。

この美しい郷土鳥取に、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たし、協力し合いながら、高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

ここに、私たち鳥取県民は、互いの人権を尊重し、福祉のまちづくりを進めるための不断的努力を決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定による特別特定建築物に係る規制の加重その他必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。
- (2) 公共的施設等 不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園、駐車場その他これらに類する施設、車両等及び案内標識、信号機、公衆電話所、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（県の責務）

第3条 県は、市町村による地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施を促しつつ、これと連携して、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。
- 3 事業者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよ

う配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

- 4 住宅を供給する事業を営む者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

（県民の責務）

- 第5条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。
- 2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
 - 3 県民は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。
 - 4 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況の変化に応じて安全かつ快適な生活ができるように配慮するよう努めなければならない。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等

- 第6条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。
- (1) すべての県民が、福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。
 - (2) 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

（広報活動等の推進）

- 第7条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動等を推進するものとする。

（福祉教育の推進）

- 第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者に対する思いやりの心をはぐむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

（情報の収集及び提供）

- 第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

（調査及び研究）

- 第10条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

（推進体制の整備）

- 第11条 県は、市町村、事業者及び県民と一体となって福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るものとする。

（支援措置等）

- 第12条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言、財政上の措置その他の支援措置を講ずるものとする。
- 2 県は、福祉のまちづくりへの取組を奨励するため、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者の顕彰その他の必要な措置を講ずることができる。

第3章 特別特定建築物に係る規制等

（特別特定建築物の追加）

- 第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
- (1) 学校（令第5条第1号に掲げるものを除く。）
 - (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所（以下「公益事業の事務所」という。）
 - (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿
 - (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に掲げるものを除く。）
 - (5) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。）
 - (6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（以下「自動車教

関係法令

習所等」という。)

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となる場合は、当該小規模建築の規模）とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にすることは、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。

- (1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号に定める基準
- (2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イに定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）
- (3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号に定める基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第23条までに定めるものとする。

- 2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

(廊下、階段及び傾斜路)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分（階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する部分をいう。以下同じ。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 傾斜路の勾配が20分の1を超えない場合
- (2) 傾斜路の高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない場合
- (3) 自動車の駐車のための施設である場合
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の踊場等の下端近接部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 段差のある部分と連続して手すりを設ける場合
 - (2) 前項第3号に該当する場合
- 3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する傾斜路の踊場等の下端近接部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 傾斜のある部分と連続して手すりを設ける場合
 - (2) 第1項各号のいずれかに該当する場合

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓（以下「特定水栓」という。）を設けること。
- (3) 車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設けること。
- (4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設けること。
- 2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 学校以外の特別特定建築物の建築をする場合にあっては、ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備（他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。）

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつぺら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。

(2) 洗面器又は手洗い器には、特定水栓を設けること。

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

5 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。

(1) 客室の総数が25以上200以下の場合 客室の総数を50で除して得た数

(2) 客室の総数が200を超える場合 客室の総数を100で除して得た数に2を加えた数

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

(3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設けること。

(4) 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けること。

3 聴覚障害者用客室は、回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けなければならない。

（駐車場）

第18条の2 車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合

(2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合

(3) 床面積の合計が5,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合

（移動等円滑化経路）

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できるときは、この限りでない。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りにおける降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

㏍ 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合

㏎ 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。

- (ウ) 当該出入口に風除室を設ける場合
- イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
 - ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。
 - イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。
 - ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。
 - ア 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - イ 公共体育館等（一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。）若しくはボーリング場又は遊技場
- エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。
 - ア 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - イ 集会場又は公会堂
 - ウ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - エ ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）
 - オ 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署
 - カ 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場
 - キ 博物館、美術館又は図書館
 - ク 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（以下「ターミナル」という。）
- (3) 当該移動等円滑化経路のうち車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。
- (4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。
 - ア 内部に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
 - イ 出入口には、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。
 - ウ 内部に手すりを設けること。
- (5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

（共同住宅の特例）

- 第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。
- 2 準移動等円滑化経路は、別表第7に掲げるものでなければならない。

（公益事業の事務所の特例）

- 第21条 公益事業の事務所においては、道等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路に準じて視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「準視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。
- 2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

（案内設備）

- 第21条の2 次に掲げる場合は、令第20条第1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、こ

の限りでない。

- (1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合
- (2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上であるターミナルの建築をする場合

(案内設備までの経路)

第21条の3 次に掲げる場合であって、道等に線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）が敷設されているときは、当該敷設された場所から案内設備までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

- (1) 病院若しくは診療所、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署又はターミナルの建築をする場合
- (2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物の建築をする場合

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
 - (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室（共同住宅にあっては各住戸を、公益事業の事務所にあっては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を含む。以下同じ。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
 - (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - (5) 車いす使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の前項第1号に掲げる部分以外の部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、その建築主等に当該増築等と併せて当該改修を行うことができないやむを得ない事由があると認めるときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(適合証の交付)

第24条 特定建築物を設置し、又は管理する者は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していることを証する書面（以下「適合証」という。）の交付を知事に請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。
- 3 前項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備

(観客席の構造)

第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設（以下「劇場等」という。）の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用客席」という。）を設けるよう努めなければならない。

- 2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 床は平坦であること。
 - (2) 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。

関係法令

- (3) 車いす使用者が前列の観客に遮られずに舞台等を見ることができるようになること。
- (4) 他の客席より高い位置に設けるときは、脱輪しない構造とすること。

(受付カウンターの構造)

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

- (1) 高さは、70センチメートル程度とすること。
- (2) その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保すること。

第5章 雑則

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する用途の変更をするものについては、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則（平成20年条例第57号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成23年条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。
附 則（平成27年条例第52号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成27年条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する建築物の建築又は用途の変更について適用し、同日前に開始された建築物の建築又は用途の変更については、なお従前の例による。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1（第14条関係、第15条関係）

	区 分	規 模
特別支援学校	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
各種学校又は専修学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
	令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。）	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 500 平方メートル以上
特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
病院	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
診療所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 100 平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 500 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 100 平方メートル以上
ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	客室の総数が 10 以上、かつ、床面積の合計 200 平方メートル以上
公益事業の事務所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
共同住宅、寄宿舎又は下宿	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 100 平方メートル以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 100 平方メートル以上
公共体育館等又はボーリング場	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
遊技場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
第13条第5号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 500 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 500 平方メートル以上
飲食店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 100 平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 200 平方メートル以上

関係法令

区 分		規 模
自動車教習所等	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 500 平方メートル以上
ターミナル	エレベーターの場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
公衆便所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 50 平方メートル以上
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 1,000 平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物（令第5条に定める用途のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のものを除く。）は、特別特定建築物には含まれないものとする。

別表第2（第17条関係）

病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 500 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 5,000 平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 500 平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計 100 平方メートル以上
公衆便所	床面積の合計 50 平方メートル以上

別表第3（第17条関係）

病院	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 5,000 平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 5,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第4（第17条関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
ターミナル	全て
公衆便所	床面積の合計 50 平方メートル以上

別表第5（第19条関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 2,000 平方メートル以上

保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
郵便局又は銀行	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第6（第19条関係）

病院	床面積の合計 100 平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 500 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 5,000 平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限り。）	床面積の合計 5,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	床面積の合計 100 平方メートル以上
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計 100 平方メートル以上

別表第7（第20条関係）

- 1 当該準移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (3) 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合
 - イ 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。
- 3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
 - (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - (3) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (5) 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。
 - (4) 当該準移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - (4) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - (5) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - (6) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- 5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6に規定するものを除く。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。
 - (1) かごは、住戸、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
 - (4) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

- (5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
 - ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - ウ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (9) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- (10) かごの出入口には、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。
- (11) かご内に、手すりを設けること。
- 6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。
- 7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。
 - (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - ア 手すりを設けること。
 - イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - (3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - ウ 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - エ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - オ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - (4) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - (5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

別表第8（第21条関係）

- 1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- 2 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
 - (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (2) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

- 3 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する階段は、次に掲げるものであること。
- (1) 踊場を除き、手すりを設けること。
 - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - (4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - (5) 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
 - (6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
- (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - (4) 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
- 5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。
- (1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
 - (4) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
 - (5) かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - (7) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - (8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (9) かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - (10) かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 6 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
- (1) 車路に近接する部分
 - (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分を除く。）
- 7 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの部分が、次に掲げるものであれば足りる。
- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - ア 手すりを設けること。
 - イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - (3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

2 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年9月26日 鳥取県規則第83号）

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例、法、政令、省令及び建築基準法（昭和25年法律第201号）で使用する用語の例による。

（建築確認申請書等の添付図書）

第3条 法第14条第1項及び条例の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないこととされる特別特定建築物（以下「基準対象建築物」という。）の建築（用途の変更をして基準対象建築物にすることを含む。以下同じ。）を行う建築主等は、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知の文書（以下「計画通知書」という。）に、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（知事が別に定めるところにより作成したものとする。以下同じ。）を添付しなければならない。

（専ら従業員の福利厚生のために使用される運動施設）

第4条 条例第13条第5号の規則で定める運動施設は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の41各号に掲げる施設とする。

（建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認定）

第5条 条例第22条第2項の規定による認定（以下「不適用認定」という。）を受けようとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書（様式第1号）を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長（当該所在地が八頭郡である場合にあっては東部総合事務所長、日野郡である場合にあっては西部総合事務所長とする。以下「所管事務所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第13条、第14条又は第16条から第21条までの規定のうち、当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、当該増築等に係る部分以外の部分について必要となる条例第22条第2項に規定する改修の内容
- (2) 当該増築等と併せて前号の改修を行うことができない事由

3 所管事務所長は、第1項の申請書を受理したときは、これを知事に進達するものとする。この場合において、その申請に係る増築等の所管行政庁が知事以外の者であるとき（以下「他庁所管のとき」という。）は、当該所管行政庁に申請書の副本を送付するものとする。

4 知事は、前項の規定により進達された申請について不適用認定をしたときは、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書（様式第2号）に第1項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。この場合において、他庁所管のときは、所管行政庁にその旨を通知するものとする。

（計画認定申請書の添付図書）

第6条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第1項の申請を行う建築主等は、当該申請に係る申請書に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（知事が別に定めるところにより作成したものとする。）を添付しなければならない。この場合において、当該特定建築物が基準対象建築物であるときは、建築物移動等円滑化基準チェックリストを併せて添付しなければならない。

2 所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第17条第5項の通知は、特定建築物建築等計画通知書（様式第3号）に建築確認申請書を添付して行うものとする。

（計画変更認定）

第7条 前条の規定は、所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第18条第2項において準用する法第17条第1項の申請及び同条第5項の通知について準用する。この場合において、前条第1項中「申請書」とあるのは「特定建築物建築等計画変更認定申請書（様式第4号）」と、「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」とあるのは「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト及び法第17条第3項の認定に係る認定通知書」と、「添付しなければ」とあるのは「添付して、所管事務所長に提出しなければ」と読み替えるものとする。

2 所管事務所長は、法第18条第1項の認定をしたときは、特定建築物建築等計画変更認定通知書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、申請者に通知するものとする。

- (1) 特定建築物建築等計画変更認定申請書の副本
- (2) 法第18条第2項において準用する法第17条第4項の適合通知を受けて当該認定をした場合にあっては、当該適合通知に添えられた建築確認申請書の副本

（建築主等の変更）

第8条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第3項又は第18条第1項の認定に係る建築等が完了するまでの間にその建築主等を変更しようとする認定建築主等は、当該変更により建築主等となる者とともに、認定建築主等変更届（様式第6号）に当該認定に係る認定通知書を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。この場合において、所管事務所長は、それらの認定通知書を書き換えて、当該変更により建築主等となる者に交付するものとする。

（エレベーターの特例認定）

第9条 所管行政庁が知事である特定建築物について、法第23条第1項の規定による認定（以下「エレベーター特例認定」という。）を受けようとする者は、エレベーター特例認定申請書（様式第7号）に次に掲げる図書その他知事が必要と認める書類を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書（床面積求積図を除く。）に同項の表2の(86)項の(ろ)の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの
- (2) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(ろ)項に掲げる図書
- (3) 構造詳細図（縮尺、主要構造部の材料の種別及び寸法、エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置の位置及び構造並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸の構造及び寸法を記載したもの）
- (4) 構造計算書（エレベーターを設置する特定建築物がその壁、柱、床及びはりの応力算定及び断面算定の結果から見て、エレベーターの設置後においても構造耐力上安全な構造であることが確認できるもの）

2 所管事務所長は、エレベーター特例認定をしたときは、エレベーター特例認定通知書（様式第8号）に前項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。

（適合証の交付請求）

第10条 条例第24条第1項の規定による請求は、建築物移動等円滑化基準適合証交付請求書（様式第9号）を提出してしなければならない。

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証（同法第7条の2第5項後段の規定により当該検査済証とみなされるものを含む。）の写し（法第14条第1項及び条例の規定により、特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない場合であって、当該特定建築物の建築について建築基準法第7条第4項の規定による検査を受けなければならないときに限る。）
- (2) 次に掲げる書類（前号に規定する場合以外の場合及び増築等の場合に限り、増築等の場合にあっては、当該増築等に係る部分以外の部分に関するものを含む。）

ア 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(い)欄に掲げる図書（床面積求積図を除く。）に同項の表2の(86)項の(ろ)の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの

イ 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

3 条例第24条第1項に規定する適合証の様式は、様式第10号のとおりとする。

（提出部数）

第11条 この規則の規定により所管事務所長に提出する申請書その他の書類の部数は、第5条第1項の申請書にあっては正本1部及び副本2部（他庁所管のときは、3部）、前条第1項の請求書にあっては正本1部、その他のものにあっては正本及び副本各1部とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際既に建築確認申請書又は計画通知書が提出されている基準対象建築物の建築については、第3条の規定は適用しない。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

3 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

略

3 鳥取県福祉のまちづくり条例 関係告示・関係通知

鳥取県告示第219号

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第21条の2ただし書、第22条第2項、第25条並びに別表第7第5項第8号ただし書、第5項第8号イ及び第6項並びに別表第8第2項第2号ただし書、第3項第5号ただし書、第4項第4号ただし書、第5項第9号及び第6項第2号の規定に基づき、建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等を次のとおり定め、平成28年4月1日から施行する。

平成20年鳥取県告示第648号（建築物移動等円滑化基準の不適用認定に係る大規模な改修等について）は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第21条の2ただし書	聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	次に掲げる条件に適合する場合 (1) 当該特別特定建築物の利用居室数が1であるもの (2) 利用居室から直接屋外へ歩行距離8メートル（当該利用居室の内装の仕上げを難燃材料でした場合は、16メートル）以下で出られること
第22条第2項	知事が定める大規模な改修	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの (2) 防火又は避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの (3) 敷地の拡張が必要となるもの
第25条第1項	車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用客席」という。）の構造	次の構造 (1) 車いす使用者利用部分の数は、客席の数が100以下の場合は1以上、100を超え400以下の場合は2以上、400を超え2,000以下の場合は席の数に200分の1を乗じて得た数以上、2,000を超える場合は10以上とし、車いす使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置に分散して配置すること (2) 同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席等を確保すること (3) 車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路のうち1以上の通路の幅は、内法を120センチメートル以上とし、区画50メートル以内ごとに140センチメートル角以上の転回スペースを設けること (4) 車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること ア 傾斜路の幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併用するものにあつては90センチメートル以上とすること イ 傾斜路の勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1を超えないこと ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること
別表第7第5項第8号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設（以下「駐車施設」という。）に設けるものである場合

別表第7第5項 第8号イ	知事が定める方法	次のいずれかの方法 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び前2号に掲げるものに類する方法
別表第7第6項	知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	次のいずれかの昇降機 (1) 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターであって、かごの定格速度が毎分15メートル以下で、その床面積が2.25平方メートル以下のもの (2) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合には2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターであって、運転時における踏段の定格速度が毎分30メートル以下で、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの
別表第7第6項	車いす使用者が円滑に利用できるものとして知事が定める構造	次のいずれかの構造 (1) エレベーターにあつては、次に掲げる条件に適合する構造 ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第7号に定める構造であること。 イ かごの幅が70センチメートル以上、奥行きが120センチメートル以上であること。 ウ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。 (2) エスカレーターにあつては、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号）第1第3号に定める構造
別表第8第2項 第2号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (3) 駐車施設に設けるもの
別表第8第3項 第5号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 駐車施設に設けるもの (2) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第8第4項 第4号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (3) 駐車施設に設けるもの (4) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第8第5項 第9号	知事が定める方法	次のいずれかの方法 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び前2号に掲げる方法に類する方法

別表第8第6項 第2号	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分	次の各号のいずれかに該当する部分 (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 (3) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける部分
----------------	-----------------------------	---

平成20年9月26日第200800098440号 鳥取県生活環境部景観まちづくり課長

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則及び建築物移動等円滑化基準の不適用認定に係る大規模な改修等の施行について(通知)

このことについて、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号。以下「規則」という。）が平成20年9月26日付で公布され、建築物移動等円滑化基準の不適用認定に係る大規模な改修等（平成20年鳥取県告示第648号）が同日付で告示され、いずれも平成20年10月1日に施行されますので、通知します。

なお、これらの施行にあたっては、下記の事項に留意してください。

記

1 建築確認申請における添付図書について（規則第3条）

基準適合義務のある建築物の建築確認申請又は計画通知を行う際に建築物移動等円滑化基準チェックリスト（別添様式1）を添付することを規定したものである。

当該規定は附則第2項にあるとおり、平成20年10月1日以降に申請されるものから適用されるものとし、鳥取県内の建築主事或いは鳥取県を業務範囲とする指定確認検査機関のいずれに申請する場合においても適用されるので留意されたい。

2 専ら従業員の福利厚生のために使用される運動施設について（規則第4条）

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年条例第2号。以下、「条例」という。）第13条第5号に規定する体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設から除かれる「専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるもの」を規定したものであり、地方税法施行令第56条の41各号及びそれに基づく同施行令第24条の7各号に掲げる施設が対象となる。これらの施設はその従業員等の福利厚生のために建築されるものであり、その利用者が限定されることから、条例の規制対象にならないものとしたものである。

ただし、規制対象でないとしても、施設によっては障害者等が従事している場合もあることから、整備基準に適合するように努められることが望ましい。

【地方税法施行令第56条の41及び同施行規則第24条の7に掲げる施設】

- 一 事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設

- 二 国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団が経営する専らこれらの組合若しくはこれらの連合会を構成する組合の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 三 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、国家公務員法（昭和22年法律第120号）による法人である国家公務員の団体、地方公務員法（昭和25年法律第261号）による法人である地方公務員の団体その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 四 民法第34条の法人又は法第701条の34第2項に規定する人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 五 前号に掲げる施設のほか、政令第56条の41第一号及び第二号並びに前二号に規定するものから経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設

3 増築等の場合における制限の緩和の認定について（規則第5条）

条例第22条第2項に定める増築等の場合において、条例第13条から第21条まで（第15条を除く）の規定の全部又は一部を適用すると、既存部分に大規模な改修（知事が定める場合に限る。）が必要となり、当該改修を行うことができないやむを得ない事由があると認めるときに、条例の規定の全部又は一部を適用しないことができるとしているが、その認定に係る手続きを規定したものである。

ただし、緩和が認められるのは最小限の部分であって、構造上重要でない壁を撤去すれば対応できる基準等、(1)に掲げる大規模な改修を伴わないものについては整備する必要がある。また、当該条例以外の規定により生じる改修については緩和の対象とはならない。

(1) 「知事が別に定める大規模な改修」について

条例第22条第2項に規定する制限緩和の対象となる大規模な改修で知事が定めるものは、平成20年9月26日鳥取県告示第648号に定める次のものとする。

- ア 柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの
- イ 防火、避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの
- ウ 敷地の拡張が必要となるもの

(2) 「知事がやむを得ない事由があると認めるとき」について

知事がやむを得ないと認めるときとは、前記(1)の大規模な改修であって、次に掲げるような場合が想定される。

- ア (1)ア又はイに該当するものであって、変更により当該建築物の機能、価値が大幅に損なわれる場合
- イ (1)ウに該当するものであって、がけ地、川、線路敷地等に沿っている、或いは隣家が近接していることにより敷地の拡張の余地がない場合

(3) 認定に係る手続について

ア 条例による制限の緩和の認定を受けようとする者は、規則様式第1号による申請書の正本1部及び副本2部（県以外の所管行政庁の区域の建築物にあっては3部）に規則第5条第2項各号に掲げる事項を明らかにする書類を添えて、管轄の総合事務所長（生活環境局建築住宅課）に提出すること。

なお、明らかにする書類としては以下に掲げる図書に記載することが想定される。

また、当該申請書の提出は修正等による手戻りを防ぐため、建築確認申請に先だって行われること。

(ア)建築基準法施行規則（建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図

・同項の表2の(ロ)項の(3)欄の事項を記載するものとする。

・表1の(イ)項の明示すべき事項のうち、建築物移動等円滑化基準に関連のないものについては記載することを要しない。

(イ)建築物移動等円滑化基準チェックリスト

(ウ)その他総合事務所長が必要と認める図書

イ 総合事務所長は申請の内容に不備がないか確認の上、県以外の所管行政庁の区域の建築物にあっては当該所管行政庁にこの旨を通知するとともに、知事に進達するものとする。

ウ 知事は認定を行ったときは制限緩和認定通知書（規則様式第2号）にアの副本及び図書を添えて申請者に通知するとともに、県以外の所管行政庁の区域の建築物にあっては当該所管行政庁にこの旨を通知する。

エ 申請者は、建築確認申請時に申請書第3面備考欄に認定年月日及び番号を記載すること。また、指定確認検査機関に建築確認申請を行う場合には、当該申請時にウで通知された図書一式を提示するものとする。

4 計画の認定その他の手続について（規則第6条～第9条）

当該規定は、知事が所管行政庁である場合において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同施行規則に定める手続方法、添付図書を補足するものである。同法律、同施行規則に定める事項に併せ、これらの規定についても留意されたい。

(1) 法第17条の計画認定、第18条の計画変更認定（第6条、第7条）

計画認定申請時に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（別添様式2）を添付することを定めるとともに、変更認定申請に関する補足的な事項を定めたものである。

なお、特別特定建築物で基準適合義務が生じる場合には、別添様式第1号も併せて添付する必要がある。

(2) 計画認定に係る建築主の変更（第8条）

認定を受けた建築物の建築主を変更する場合の手続について規定したものである。

(3) 法第23条のエレベーターの特例認定（第9条）

建築基準法の既存不適格建築物にエレベーターを設置する場合に耐火構造等の規定に合わせる事が出来ない場合の、同法の特例認定を行う場合の手続について補足したものである。

5 適合証の交付請求について（規則第10条）

条例第24条第1項に定める特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させた場合に適合証の請求ができることについて、その手続きを定めたものである。

なお、例えば増築等の場合にあっては当該増築等に係る部分及び道等から当該増築部分等に至る経路を整備すれば適法となるが、この場合において適合義務のない既存部分の整備を行わない場合には規則様式第10号その2の部分適合証を交付するものとし、既存部分も全て適合する場合や新築の場合には規則様式第10号その1の全体適合証を交付するものとする。

(1) 請求に係る手続について

請求は規則様式第9号により行うものとし、次に掲げる区分に応じて書類を添付し、管轄の所管行政庁に提出するものとする。

なお、イに該当する場合であって、基準適合義務のない部分についても適合させる場合には、指定確認検査機関に建築確認申請を行う場合においては、手戻りを防ぐため、当該申請前にあらかじめ所管行政庁と事前協議を行うこと。

ア 建築基準法の完了検査を受けている特別特定建築物で基準適合義務があるもの

建築主事或いは指定確認検査機関が交付する検査済証の写しを添付すること。

イ アに規定する場合のうち増築等の場合、又はアに該当しない特定建築物

これらの建築物については、その全部又は一部について基準適合義務が発生せず、その部分については建築確認、完了検査での審査がされないため、適合証請求時に審査を行う必要があることから、当該特定建築物全体について次に掲げる図書を添付すること。

(㌖)建築基準法施行規則第1条の3の表1の(イ)項に規定する付近見取図、配置図及び各階平面図

・同項の表2の(㉞)項の(㉟)欄に掲げる事項を記載すること。

・表1(イ)欄の明示すべき事項のうち、建築物移動等円滑化基準に関連のないものについては記載することを要しない。

(㌘)建築物移動等円滑化基準チェックリスト

(2) 適合証交付にあたっての事務処理

ア (1)の請求書を受理した所管行政庁は、内容を審査し（(1)イに該当する場合で基準適合義務のない部分を適合させる場合には現地の状況を確認すること）、規則別記様式の基準適合状況欄にその結果を記載の上、管轄の総合事務所長（生活環境局建築住宅課）に進達すること。

イ 総合事務所長は、請求内容を確認し、申請者に適合証を交付するものとする。

(3) 適合証の交付について

建築物全体を基準に適合させた場合には「建築物移動等円滑化基準全体適合証」を交付するものとし、増築等の場合で基準適合義務のある部分のみ適合させた場合においては「建築物移動等円滑化基準部分適合証」を交付するものとする。

6 平成20年9月26日付鳥取県告示第648号*の視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合等について

当該告示の表の2行目以下は条例別表第7の共同住宅における準移動等円滑化経路に関する規定、同別表第8の公益事業（電気、ガス、電気通信）の事務所における準視覚障害者移動等円滑化経路に関する規定において、知事が定めるとした事項について規定したものである。

当該告示は平成18年国土交通省告示第1492号、第1493号、第1494号及び第1497号に準じて定めたものであり、運用にあたってはこれらも参考にされたい。

*は平成28年3月31日131号に改定されている。本文中の「2行目以下」は「3行目以下」とする

4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針等（第3条—第7条）
- 第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第8条—第24条）
- 第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第25条—第40条）
- 第5章 移動等円滑化経路協定（第41条—第51条）
- 第6章 雑則（第52条—第58条）
- 第7章 罰則（第59条—第64条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
 - 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
 - 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
 - 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第23号八において同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ホ 海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号二において同じ。）を営む者
 - ヘ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
 - 五 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
 - イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）
 - ホ 航空旅客ターミナル施設
 - 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要

件に該当するものをいう。

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十一 特定路外駐車場 駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとしてすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する

事業

- 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。
- 二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。
- 二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。
 - イ 特別特定建築物（第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。□において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
 - 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。
 - イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第36条第2項において「信号機等」という。）の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業
 - 違法駐車行為（道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第2章 基本方針等

（基本方針）

- 第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
 - 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 三 第25条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
 - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
 - 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
 - ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
 - ホ 二に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 - 四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

- 第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘察しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

（旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等）

第9条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第1項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第1項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第1項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第2項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（道路管理者の基準適合義務等）

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 新設特定道路についての道路法第33条第1項及び第36条第2項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第33条第1項中「同条第1項」とあるのは「前条第1項」とする。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第11条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車

場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

- 第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
 - 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公園管理者等の基準適合義務等）

- 第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、同法第4条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
 - 3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

- 第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
 - 4 前3項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。
 - 5 建築主等（第1項から第3項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第17条第3項第1号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

- 第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を

是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
- 3 所管行政庁は、前条第5項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

- 第16条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第1項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。
 - 3 所管行政庁は、特定建築物について前2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

- 第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定建築物の位置
 - 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
 - 五 その他主務省令で定める事項
 - 3 所管行政庁は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
 - 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。第7項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。
 - 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
 - 6 建築基準法第18条第3項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第14条第1項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
 - 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第3項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。
 - 8 建築基準法第12条第7項、第93条及び第93条の2の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

- 第18条 前条第3項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第19条 建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第二号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5（第一号イを除く。）、第68条の5の2第1項（第一号ロを除く。）、第68条の5の3（第一号ロを除く。）、第68条の5の4第1項第一号ロ、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率（同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第68条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第52条第3項及び第6項に定めるもののほか、第17条第3項の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第21条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定特定建築物の表示等）

第20条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第17条第3項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定建築主等に対する改善命令）

第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第17条第3項の認定を取り消すことができる。

（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）

第23条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第27条第1項、第61条及び第62条第1項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第2条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
- 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第93条第1項本文及び第2項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）

第24条 建築物特定施設（建築基準法第52条第6項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第14項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第6章 雑則**（資金の確保等）**

第52条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（報告及び立入検査）

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化

関係法令

基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

- 第54条 第3条第1項、第3項及び第4項における主務大臣は、同条第2項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。
- 2 第9条、第24条、第29条第1項、第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第3項及び第5項、第32条第3項、第38条第2項、前条第1項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第25条第10項及び第11項（これらの規定を同条第12項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。
 - 3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第30条における主務省令は、総務省令とし、第36条第2項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
 - 4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（経過措置）

- 第58条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第7章 罰則

- 第59条 第9条第3項、第12条第3項又は第15条第1項の規定による命令に違反した者は、300万円以下の罰金に処する。
- 第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。
- 一 第9条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第38条第4項の規定による命令に違反した者
 - 三 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第61条 第12条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- 一 第20条第2項の規定に違反して、表示を付した者
 - 二 第53条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- 一 第53条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 二 第53条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第59条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）

第2条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第4条 附則第2条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第14条第1項から第3項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第14条第1項の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 第15条の規定は、この法律の施行後（第2項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第6条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第9条第1項及び第2項、第14条第1項、第19条、第32条第5項、第39条第1項及び第3項、第53条第3項並びに附則第4条第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定建築物）

第4条 法第2条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

（特別特定建築物）

第5条 法第2条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場

- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

（建築物特定施設）

第6条 法第2条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第7条 法第2条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第四号の延べ面積をいう。第24条において同じ。）が1万㎡を超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第9条 法第14条第1項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計2000㎡（第5条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、50㎡）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第10条 法第14条第1項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第23条までに定めるところによる。

（廊下等）

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設す

ること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段）

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第14条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便所（以下「車いす使用者用便所」という。）を1以上設けること。
- 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を1以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第15条 ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を1以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便所が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 便所内に車いす使用者用便所を設けること。
 - ロ 車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、80cm以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
 - ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

（敷地内の通路）

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 路面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

（駐車場）

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を1以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 幅は、350cm以上とすること。
 - 二 次条第1項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（移動等円滑化経路）

第18条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上（第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
- 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、80cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。
 - ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

- 勾配は、 $1/2$ の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、 $8/10$ の1を超えないこと。
- ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
 - イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
 - ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。
 - ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。
 - ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2000㎡以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
 - (1) かごの幅は、140cm以上とすること。
 - (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
 - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - (3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。
- 七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。
 - 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
 - (2) 勾配は、 $1/2$ の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、 $8/10$ の1を超えないこと。
 - (3) 高さが75cmを超えるもの（勾配が $2/10$ の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
- 3 第1項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

- 第19条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

- 第20条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所

の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前2項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第21条 道等から前条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第22条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第11条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第23条 法第14条第3項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項、第18条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第14条第3項の条例で定める特定建築物」とする。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第24条 法第19条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（報告及び立入検査）

第28条 所管行政庁は、法第53条第3項の規定により、法第14条第1項の政令で定める規模（同条第3項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第3項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、法第14条第1項の

関係法令

政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第53条第3項の規定により、法第35条第1項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この政令は、法の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止）

第2条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第443号）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第3条 この政令の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、第5条第十九号、第9条、第14条、第15条、第18条第1項第四号及び第19条から第21条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

（類似の用途）

第4条 法附則第4条第3項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合にあって、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年12月15日国土交通省令第110号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（建築物特定施設）

第3条 令第6条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第8条 法第17条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第11条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第21条第2項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置	
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所、令第14条第1項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車いす使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車いす使用者用客室の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）第13条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置	
縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーター その他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房、令第14条第1項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車いす使用者用浴室等の構造

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第9条 法第17条第2項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

関係法令

（認定通知書の様式）

第10条 所管行政庁は、法第17条第3項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第8条の申請書の副本（法第17条第7項の規定により適合通知を受けて同条第3項の認定をした場合にあっては、第8条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第18条第1項の主務省令で定める軽微な変更）

第11条 法第18条第1項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更とする。

（表示等）

第12条 法第20条第1項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

- 2 法第20条第1項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

（法第23条第1項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第13条 法第23条第1項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

（法第23条第1項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第14条 法第23条第1項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降口ビーには、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降口ビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降口ビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

（立入検査の証明書）

第25条 法第53条第5項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第十八号様式によるものとする。

7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 関係省令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令

平成18年12月15日

国土交通省令第113号

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

平成18年12月15日

国土交通省令第114号

（建築物移動等円滑化誘導基準）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第3項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

（出入口）

- 第2条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、90cm以上とすること。
 - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、120cm以上とすること。
 - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（廊下等）

- 第3条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、180cm以上とすること。ただし、50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140cm以上とすることができる。
 - 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
 - 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
 - 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

関係法令

- 2 前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第4条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、140cm以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 けあげの寸法は、16cm以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、30cm以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第5条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、第7条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

- 第6条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、階段に代わるものにあつては150cm以上、階段に併設するものにあつては120cm以上とすること。
 - 二 勾配は、12分の1を超えないこと。
 - 三 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - 四 高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
 - 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2 前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が12分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(エレベーター)

第7条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに1以上設けなければならない。

- 一 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第13条第一号に規定する車いす使用者用浴室等がある階
 - 二 直接地上へ通ずる出入口のある階
- 2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
 - 二 かごの奥行きは、135cm以上とすること。
 - 三 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。
 - 四 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - 五 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- 3 第1項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、前項に定めるもののほか、次に掲

げるものでなければならない。

一 かごの幅は、140cm以上とすること。

二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

三 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第2項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。

5 第1項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第2項第二号、第四号及び第五号並びに第3項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 かごの幅は、160cm以上とすること。

二 かご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm以上とすること。

6 第1項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第3項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第8条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

（便所）

第9条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。

二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が200以下の場合は当該便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。

三 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、80cm以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上設けること。

2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第10条 ホテル又は旅館には、客室の総数が200以下の場合は当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、80cm以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- 二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
 - ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第1項第三号イ及びロに掲げるものであること。
- 三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。
 - ロ 出入口は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、80cm以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（敷地内の通路）

- 第11条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、180cm以上とすること。
 - 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、140cm以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。
 - ロ けあげの寸法は、16cm以下とすること。
 - ハ 踏面の寸法は、30cm以上とすること。
 - ニ 両側に手すりを設けること。
 - ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - 五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。
 - 六 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、段に代わるものにあっては150cm以上、段に併設するものにあっては120cm以上とすること。
 - ロ 勾配は、15分の1を超えないこと。
 - ハ 高さが75cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - ニ 高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
 - ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - 2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。
 - 3 第1項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が12分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

（駐車場）

- 第12条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

（浴室等）

第13条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 車いす使用者用浴室等であること。
- 二 出入口は、第10条第2項第三号口に掲げるものであること。

（標識）

第14条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

（案内設備）

第15条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
- 3 案内所を設ける場合には、前2項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第16条 道等から前条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（増築等又は修繕等に関する適用範囲）

第17条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第2条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 多数の者が利用する便所のうち1以上のもの
- 四 第一号に掲げる部分から車いす使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 ホテル又は旅館の客室のうち1以上のもの
- 六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 七 多数の者が利用する駐車場のうち1以上のもの
- 八 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 九 多数の者が利用する浴室等
- 十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第2項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。
- 3 第1項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上」とあるのは「1以上」とする。

関係法令

- 4 第1項第七号に掲げる建築物の部分について第12条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上」とあるのは「1以上」とする。

（特別特定建築物に関する読替え）

第18条 特別特定建築物における第2条から前条まで（第3条第1項第三号及び第六号、第4条第八号、第6条第一項第七号、第7条第四項から第6項まで、第10条第2項並びに第16条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第2条第1項及び第7条第2項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第2条第1項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所）」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所、車いす使用者用客室）」と、第7条第3項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。

8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 関係告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成18年12月15日
国土交通省告示第1481号

- 第一 特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。
- 第二 特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。
- 一 出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、80cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - 二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。
 - イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあつては85cm（柱等の箇所にあつては80cm）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあつては90cm以上とすること。
 - ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとする。
 - ニ 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。
 - 三 階段は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 四 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上設けること。
 - イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。
 - ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。
 - ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - 五 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。
 - イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
 - (1) 幅は、90cm以上とすること。
 - (2) 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第275号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成18年12月15日
国土交通省告示第1497号

- 第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第11条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。
- 一 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - 二 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- 第二 令第12条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。
- 第三 令第13条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。
- 第四 令第21条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第21条第2項に定める基準に適合するものである場合とする。
- 第五 令第21条第2項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第175号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便所の構造を定める件

平成18年12月15日
国土交通省告示第1496号

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条第1項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。
- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第176号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成18年12月15日
国土交通省告示第1495号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第2項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成18年12月15日
国土交通省告示第1494号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第177号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成18年12月15日
国土交通省告示第1493号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第五号リ(2)に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。

関係法令

日) から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成18年12月15日
国土交通省告示第1492号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第18条第2項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第18条第2項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成12年建設省告示第1413号第一第七号に規定するものとする。
 - ロ かごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。
- ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第178号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成18年12月15日
国土交通省告示第1491号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第20条第2項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成18年12月15日
国土交通省告示第1490号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用するものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の部分 廊下の用途		両側に居室がある廊下 (単位㎡)	その他の廊下 (単位㎡)
(1)	小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.30L	1.80L
(2)	病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡を超える階における共用のもの又は3室以下の専用のもをを除き居室の床面積の合計が200㎡(地階にあっては、100㎡)を超える階におけるもの	1.60L	1.20L
(3)	(1)及び(2)に掲げる廊下以外のもの	1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ(単位m)を表すものとする。			

二 階段

階段の部分 階段の用途		段がある部分 (単位㎡)	踊場 (単位㎡)
(1)	小学校における児童用のもの	2.28H	1.68
(2)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)を営む店舗で床面積の合計が1500㎡を超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	2.03H	1.68
(3)	直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階又は居室の床面積の合計が100㎡を超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	1.44
(4)	(1)から(3)までに掲げる階段以外のもの	0.78H	0.90
この表において、Hは、階段の高さ(単位m)を表すものとする。			

三 傾斜路

傾斜路の用途		傾斜路の部分 (単位㎡)	傾斜がある部分 (単位㎡)	踊場 (単位㎡)
(1)	小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が1500㎡を超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H	1.68	
(2)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	1.44	
(3)	(1)及び(2)に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	0.90	
この表において、Hは、傾斜路の高さ（単位m）を表すものとする。				

- 四 エレベーター（かごに係る部分に限る。） 1.10（単位㎡）
- 五 便所（車いす使用者用便房に係る部分に限る。） 1.00（単位㎡）
- 六 駐車場（車いす使用者用駐車施設に係る部分に限る。） 15.00（単位㎡）

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第262号は、廃止する。

9 建築基準法施行規則（抄）

建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）

（確認申請書の様式）

第1条の3 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の（い）項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の（24）項の（ろ）欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の（29）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（30）項の（ろ）欄に掲げる日影図と、表1の（ろ）項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の（29）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の（47）項の（ろ）欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 別記第二号様式による正本1通及び副本1通（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、副本2通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）
 - イ 次の表1の各項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の（は）項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）
 - ロ 申請に係る建築物が次の（1）から（3）までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該（1）から（3）までに定める図書及び書類
 - （1） 次の表2の各項の（い）欄に掲げる建築物 当該各項の（ろ）欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表2の（1）項の（ろ）欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表2の（1）項の（ろ）欄並びに次の表5の（1）項、（4）項及び（5）項の（ろ）欄に掲げる計算書並びに同表の（3）項の（ろ）欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。）

表2（抄）

(86)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条の規定が適用される建築物	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令379号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。）第16条に規定する敷地内の通路の構造
			移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造
			車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法
		各階平面図	客室の数
			移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置
			車いす使用者用客室及び案内所の位置
			移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第六号及び第19条に規定する標識の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第2項に規定する設備の位置
			移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造
			移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビ一の構造
			車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造
			移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造
			階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造